

韓国農林畜産食品部プレス（2019年7月18日13時00分付け）

今月25日から、豚への食品残渣の直接処理給与禁止

URL:

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbWFmcmElMkY2OCUyRjMyMDk3MSUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTI2cmdzRW5kZGVtdHllM0QlMjZwYWdlJTNEJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTI2cmdzRW5kZGVtdHllM0QlMjZwYWdlJTNEJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTI2cmdzRW5kZGVtdHllM0QlMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4lM0QlMjZyb3clM0QxMCUyNg%3D%3D>

（以下、機械翻訳などによる仮訳）

環境部（長官チョ・ミョンレ）と農林畜産食品部（長官イ・ゲホ、以下「農食品部」）は、アフリカ豚コレラ（ASF）の予防のために家畜（豚を含む）の食品残渣の直接処理給与を制限する内容の「廃棄物管理法施行規則改正案\*」が7月12日、規制改革委員会の審議を経て、早ければ7月25日に改正・公布（公布後直ちに施行）される予定だと明らかにした。

\*改正条文：廃棄物管理法施行規則第14条の3、[別表5の3]

□「廃棄物管理法施行規則」改正案の内容は、次のとおりである。

○「農食品部長官の要請がある場合、残った食物を、家畜の餌として直接生産・使用を禁止」するものの、

○この場合「廃棄物管理法」第29条の規定により承認される、又は申告を行った廃棄物処理施設は除く。

□「廃棄物管理法施行規則」が改正されれば、大きな釜などの従来の施設を利用して、残った食物を直接処理して豚に給与していた農家\*は給与を中止しなければならない。

\*廃棄物管理法第46条の規定により、廃棄物処理（リサイクル）申告しているだけの農家

○ただし「廃棄物管理法」第29条第2項に基づいて、廃棄物リサイクル施設の設置承認（別紙第24号）又は申告書（別紙26号）を受けた農家に対しては給与を許可することになる。

- 廃棄物処理（リサイクル）申告証明書のみを受けた農家では「施行規則」が施行されると、食品残渣専門処理業者において生産した飼料又は配合飼料に切り替えて豚に給与しなければならない。

□さらに、環境部と農食品部は、食品残渣の給与中断による食物物流廃棄物処理が困難になるなどの問題が発生しないように食品残渣の代替処理方法と農家に対する支援策を用意して推進すると明らかにした。

○（食物物流廃棄物代替処理）養豚農家に食品残渣を処理する排出源を逆追跡して排出源別の近隣処理施設の空き容量や収集・運搬状況等に応じて代替処理\*を連携する。

\*代替処理：飲食処理施設（乾燥式・堆肥・バイオガス化施設など）及び収集・運搬業者

- 近隣に処理施設がない場合、又は長距離輸送が困難な軍部隊、学校、刑務所などには減量機設置

支援も推進する。

\*公共集団給食所減量機（100 kg/日）設置費（500 台）緊急支援追加経費審議中

- 飲食物の排出業者又は農家の不便を解消するため環境部内にコールセンター（044-201-7411）を運営し、食品残渣代替処理が可能ないように案内をする計画である。

○（農家支援）農家が配合飼料給与に転換を希望する場合、農協を通じて配合飼料（2 か月給与量の 50%）を支援して、飼料購入費（融資 100%、年利 1.8%）と飼料給餌施設など畜舎施設改修費を積極的に支援する。

\*ただし、飼料管理法第 8 条の規定による食品残渣飼料製造業者又は廃棄物管理法第 25 条の廃棄物処理業許可業者から食品残渣飼料給与への移行農家は支援除外

- さらに廃業を希望する農家に対しては、地方自治団体を通じて買い上げ・淘汰を推進する計画である。

□環境部と農林水産食品部「廃棄物管理法施行規則」の改正後も食品残渣給与禁止農家での給与行為と多量排出事業場から豚農家への食品残渣の提供行為に対して集中的に取り締まり、不履行農家は「廃棄物管理法」により厳しく措置する計画である。

\*廃棄物管理法第 68 条の規定により、1 千万ウォン以下の過怠料賦課

○併せて「今回の措置はアフリカ豚コレラから養豚農家を保護し、国民の食の安全のためにとられる措置であるだけに、養豚農家の積極的な協力」をお願いすると明らかにした。